

【例題－事務 10】

取得時効に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

1. Aは所有の意思をもって平穩・公然・善意無過失で土地の占有を7年間継続した後、実はその土地がBの所有であることを知った場合、その時点から20年経過しなければ、土地の所有権を時効取得することはできない。
2. Aは所有の意思をもって平穩・公然・善意無過失で土地の占有を7年間継続した後、転勤に伴い占有を中止した。2年後、戻ってきたAが3年間占有を継続すれば、この土地の所有権を時効取得することができる。
3. Aが所有の意思をもって平穩・公然・善意無過失で土地の占有を7年間継続した後、この土地をBに賃貸した場合、3年間経過しても、Aはこの土地の所有権を時効取得することができない。
4. Aは賃借権に基づきBの土地を占有していたが、3年後に死亡した。Aの相続人Cは、その土地がAの所有であると信じ、所有の意思を表示して平穩・公然・善意無過失で土地の占有を10年間継続した場合、Cはこの土地の所有権を時効取得することができる。
5. AはBの土地と知りながら所有の意思をもって平穩・公然に3年間占有を継続した時点で、Cにこれを譲渡した。この後、Cは善意無過失で7年間占有を継続すれば、この土地の所有権を時効取得することができる。

(正答) 4